

事 務 連 絡
平成22年3月30日

各都道府県・保健所設置市・特別区水道行政主管部局 担当者 殿

土壤汚染対策法の一部改正について（情報提供）

厚生労働省健康局水道課

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）が平成21年4月24日に公布され、平成22年4月1日より全面施行されます。

改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）では、土壤汚染の把握のための制度の拡充及び健康被害のおそれに応じた規制対象区域の分類等の明確化等が行われます。すなわち、一定規模以上の土地の形質変更が行われる際の届出が新たに義務づけられ、当該土地において土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合には、調査命令の対象となります。また、土地の規制対象区域の分類に当たっては、汚染土壌に起因した地下水汚染等による人の健康被害のおそれの有無により、規制対象区域の分類が行われ、必要に応じて、汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示することとなります。また、法の対象として、人の活動に伴って生ずる土壌の汚染に加え、自然的原因による汚染土壌がその対象として追加されます。

つきましては、下記事項にもご留意の上、適切な対応を図っていただくよう、お願いいたします。また、貴都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

記

1. 改正の概要

(1) 土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充

本改正により、有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された場合及び土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると認める場合に加え、一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更を行う場合は都道府県知事に届出が必要となり、都道府県知事は、当該土地が土壌汚染のおそれのあるものとして環境省令（土壤対策汚染法施行規則（以下、「規則」という。）第26条各号）で定める基準に該当する土地であると認めるときは、当

該土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、土壤汚染状況調査を命ずることとなります。

（２）規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化

改正前の土壤汚染対策法（以下、「旧法」という。）では、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれの有無にかかわらず、一定の基準に適合しない汚染状態にある土地を一律に指定区域に指定していましたが、改正後は、当該一定の基準に適合しない汚染状態にあることに加え、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれに関する基準に該当する場合には要措置区域に、当該汚染により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれに関する基準に該当しない場合には形質変更時届出区域に、それぞれ区分して都道府県知事が指定することとなります。また、要措置区域については、都道府県知事が健康被害の防止のために必要な措置を指示することとなります。

① 区域の指定について

ア 要措置区域の指定

土壤汚染調査の結果、汚染状態が基準に適合せず、かつ、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当する場合は、当該土地の区域は要措置区域として指定されます。汚染状態及び健康被害が生じるおそれに関する基準はそれぞれ次のとおりです。

- 汚染状態に関する基準…土壤溶出量基準及び土壤含有量基準（規則第 3 1 条第 1 項及び第 2 項並びに別表第 2 及び第 3）
- 健康被害が生ずるおそれに関する基準…汚染状態に関する基準に適合しない土壤（以下、「基準不適合土壤」という。）に対する人の暴露の可能性（判断基準は②に示すとおり）があり、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていないこと。（土壤汚染対策法施行令第 5 条第 1 号及び第 2 号）

要措置区域については、都道府県知事が健康被害の防止のために必要な措置を指示することとなります。

イ 形質変更時届出区域の指定

汚染状態が基準に適合せず、かつ、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない場合は、当該土地の区域は形質変更時届出区域として指定されます。

また、要措置区域に指定された区域において、汚染の除去等の措置により、その指定の事由がなくなると都道府県が認める場合には、要措置区域の指定が解除されます。土壤汚染は残存するものの、摂取経路が遮断されたと都道府県知事が認める場合には、要措置区域の指定が解除されるとともに形質変更時届出区域に指定されます。

② 人の暴露の可能性について

人の暴露の可能性の判断基準は、地下水経由での暴露か、土壌の直接摂取かで異なりますが、具体的には次のとおりです。

- 地下水経由での暴露…当該土壌汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であり、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合は人の暴露の可能性があるとみなす。「周辺で地下水の飲用利用等のある場合」とは、地下水の流動の状態等からみて、土壌汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると都道府県知事が認める区域に、規則第30条各号に掲げる地点があることである。したがって、地下水の飲用利用については、飲用井戸及び水道事業等（水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）並びに専用水道のための地下水の取水口が存在する場合はこれに該当する。
- 土壌の直接摂取による暴露…汚染された土地が人が立ち入ることができる状態となっている場合、土壌の直接摂取による暴露の可能性があるとみなす。

（3）汚染土壌の適正処理の確保

汚染土壌を要措置区域又は形質変更時要届出区域外へ搬出しようとする者に対し、都道府県知事への事前届出、汚染土壌の運搬に係る基準の遵守、汚染土壌処理業の許可を受けた者への汚染土壌の処理の委託等が義務付けられます。また、汚染土壌処理業について、許可制度が新設されます。

2. 水道事業者等における対応

（1）水道事業等の用に供する土地の形質変更時の届出

今般の改正により、一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更が行われる際の届出が新たに義務づけられます。水道事業等の用に供する土地が本要件に該当する場合は、土地の形質変更時には、適切に都道府県知事に対して届出を行うよう、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等に対して、周知いただくようお願いいたします。

都道府県知事は、当該土地が土壌汚染のおそれのあるものとして環境省令で定める基準に該当する土地であると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査を命ずることとなります。調査の結果、土壌汚染が認められ、当該汚染により人の健康にかかる被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、要措置区域に指定され、都道府県知事により、土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置が指示されることとなります。

(2) 地下水利用実態に関する情報提供

土地の規制対象区域の分類に当たっては、汚染土壌に起因した地下水汚染等による人の健康被害のおそれの有無により、規制対象区域の分類が行われます。地下水経由での暴露については、前述のとおり、当該土壌汚染に起因して現に地下水汚染が生じ、又は生ずることが確実であり、かつ、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合が該当します。(地下水の飲用利用については、飲用井戸及び水道事業等並びに専用水道のための地下水の取水口が存在する場合はこれに該当します。)

地下水を経由した汚染の人の暴露の可能性については、旧法における考え方を踏襲したものです。土壌汚染の把握のための制度の拡充に伴い、環境行政部局から水道事業等による地下水利用実態に関する照会等、協力を求められる機会が増えることが予想されますので、求めに応じて、地下水利用に関して、水道施設に係る情報について提供を行うようお願いいたします。

(3) 飲用井戸における対応

土壌汚染調査により、土壌汚染に起因した地下水汚染があり、当該土地の周辺地域に飲用井戸が存在することが判明した場合には、摂取経路の遮断等の措置が行われるまでは水質汚染による健康影響が生じる可能性が懸念されます。このため、汚染原因について土壌汚染対策法を所管する関係部局から情報を得るとともに、必要と思われる有害物質について、井戸の水質検査を行うようお願いいたします。

水質汚染が判明した場合には、「飲用井戸等衛生対策要領」(昭和62年1月29日付け健康局長通知)に基づき、給水停止等必要な措置を指導するようお願いいたします。また、井戸の飲用実態や水質汚染実態について、環境行政部局へ情報提供するとともに、連携して、飲用井戸に関する汚染経路、原因となる有害物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努め、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めるようお願いいたします。

(参照条文)

○土壤汚染対策法施行令

(要措置区域の指定に係る基準)

第五条 法第六条第一項第二号 の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号イの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が同号イの環境省令で定める要件に該当すること。

ロ 土壤の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号ハの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

二 法第七条第六項 の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

○土壤汚染対策法施行規則

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第二項 の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 土壤の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号 の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。

二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。

四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設(特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。)に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。

五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号 の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。

(地下水の利用状況等に係る要件)

第三十条 令第三条第一号 イの環境省令で定める要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染(地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることを

いう。以下同じ。)が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があることとする。

- 一 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- 二 地下水を水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口
- 三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- 四 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

（区域の指定に係る基準）

第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。